



熊本県公報

号外第25号
平成22年6月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 告 示
○熊本県立総合体育館条例別表に掲げる知事が定める額の告示の廃止…… (体育保健課) 1
- 訓 令
○熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…… (人事課) 1
- 登 載 依 頼
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…… (人事委員会) 12
- 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…… () 13
- 熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則…… (高校教育課) 13

規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第44号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和50年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)第16条の規定による基本手当日額表において、次条の規定により算定した賃金日額の属する等級に応じて定められている」を「次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した」に改める。

第22条第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第659号

昭和57年9月28日熊本県告示第1016号(熊本県立総合体育館条例別表に掲げる知事が定める額)は、平成22年6月30日をもって廃止する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

訓 令

熊本県訓令第43号

本庁各部(公室・局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の一部を次のように改

正する。

第9条第1項の表中「24の項」を「25の項」に改め、同表勤務時間規則第13条の表10の項、11の項又は12の項に規定する場合における特別休暇の項の次に次のように加える。

勤務時間規則第13条の表16の項に規定する場合における特別休暇

当該場合に該当することを明らかにする書類

第9条第1項の表中「20の項」を「21の項」に改め、同条第2項中「育児時間休暇請求書（別記第4号の3様式）により」の次に「、勤務時間規則第13条の表16の項に規定する場合における特別休暇は要介護者の状態等申出書（別記第4号の3の2様式）を添付して休暇請求書（別記第2号様式）により」を加え、同条第4項中「19の項」を「20の項」に改め、同条第6項中「23の項」を「24の項」に改める。

第13条の2第1項第2号中「再度の育児休業」の次に「（育児休業法第2条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。次項において同じ。）」を加える。

第13条の8第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第5項中「第8条の2第2項」の次に「及び第3項」を、「除く。）と」の次に「、「勤務時間条例第8条の2第1項に規定する場合」とあるのは「勤務時間条例第8条の2第2項又は第3項に規定する場合」と」を加える。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条、第6条、第7条、第9条関係)

休 暇 請 求 書

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により休暇を次のと

おり請求します。

1 事 由

2 期 間

年 月 日(午 前後 時 分)から

日 (時) (分) 間

年 月 日(午 前後 時 分)まで

年 月 日

所属名

職 氏

名 印

熊本県知事（所属長） 氏 名 様

（注）

- 1 題名には請求する休暇の種類に応じて、私傷病、産前、特別等の文字を冠すること。
- 2 忌服休暇を請求する場合は、死亡者との続柄及び死亡年月日を事由の欄に付記すること。
- 3 特別休暇を請求する場合は、休暇を必要とする事由を詳細に付記すること。
- 4 分単位の請求は、病気休暇及び特定休暇（勤務時間規則第 1 3 条の表 1 2 の項から 1 6 の項までの休暇をいう。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときに限る。

別記第 4 号の 3 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 4 号の 3 の 2 様式（第 9 条関係）

要介護者の状態等申出書

（ 年 月 日提出）

所 属

氏 名

印

1 要介護者に関する事項

（1） 氏名

（2） 職員との続柄

（3） 職員との同居又は別居の別

同居

別居

（4） 介護が必要となった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

(注)

- 1 「1 (4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。
- 2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

別記第 5 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 5 号の 2 様式(第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 関係)

| 育 児 休 業 承 認 請 求 書 | |
|---|---|
| <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 2 項又は第 3 条第 1 項の規定により育児休業の承認又は育児休業の期間の延長を次のとおり請求します。</p> | |
| 1 請求に係る子 | 氏 名 |
| | 続 柄 |
| | 生 年 月 日 年 月 日生 |
| 2 請求の内容 | <input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 |
| | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 再度の育児休業の承認又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入 </div> |
| 3 請求期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 既に育児休 | 年 月 日から 年 月 日まで |

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 業をした期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 5 備 考 | | |
| 年 月 日 | | |
| 所 属 名 | | |
| 職 氏 | | |
| (職員番号 | | |
| 名 印 | | |
|) | | |
| 熊本県知事 氏 名 様 | | |

(注)

- 1 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 2 「5 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄及び生年月日 (2)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日 (3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 3 該当する口には、レ印を記入すること。

別記第 5 号の 2 の 2 様式を次のように改める。

別記第5号の2の2様式(第13条の2及び第13条の4関係)

| | | | |
|--|-------------------------------|----------------------------------|--------|
| 育 児 休 業 等 計 画 書 | | | |
| 熊本県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。 | | | |
| なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。 | | | |
| 1 請求の別 | <input type="checkbox"/> 育児休業 | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 | |
| 2 請求に係る子 | | | |
| 子 の 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 3 請求者の計画 | | | |
| 請 求 期 間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |

| | |
|---|-----------------|
| 再度の請求予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 備 考 | |
| 年 月 日 所 属 名 職 氏 名 印 熊本県知事 氏 名 様 | |

(注)

- 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する口には、レ印を記入すること。

別記第5号の2の3様式を次のように改める。

別記第5号の2の3様式(第13条の4及び第13条の5関係)

| | |
|--|---|
| 育児短時間勤務承認請求書 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項又は第11条第1項の規定により、次のとおり育児短時間勤務の承認又は育児短時間勤務の期間の延長を請求します。 | |
| 1 請求に係る子 | |
| 氏 名 | |
| 続 柄 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 2 請求の内容 | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入) |
| | |
| 3 請求期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 勤務の形態 | 週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 |
| 勤務の日 及び 時間帯 | 月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :) |

| | | |
|--|---------|---------|
| 5 既に育児短時間勤務をした期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 6 備 考 | | |
| <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 名 職 氏 名 印 (職員番号)</p> <p>熊本県知事 氏 名 様</p> | | |

(注)

- 1 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 3 「6 備考」欄には、(1) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(3) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第5号の3様式を次のように改める。

別記第5号の3様式(第13条の6関係)

(表面)

| | | | |
|--|--------------------|---|------------------------------------|
| <p>部分休業承認請求書</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業を次のとおり請求します。</p> | | | |
| 1 請求に係る子 | 氏 名 | | |
| | 続 柄 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | |
| 2 請求期間及び時間 | 期間 | 時間 | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他() | 午前 時 分 ～ 時 分 午後 時 分 ～ 時 分 |

| | | | | | |
|--|-------|----|--|--|--|
| | 時 分から | 時間 | | | |
| | 時 分まで | 分 | | | |
| | 時 分から | 時間 | | | |
| | 時 分まで | 分 | | | |
| | 時 分から | 時間 | | | |
| | 時 分まで | 分 | | | |
| | 時 分から | 時間 | | | |
| | 時 分まで | 分 | | | |
| | 時 分から | 時間 | | | |
| | 時 分まで | 分 | | | |

別記第 5 号の 4 様式を次のように改める。

別記第5号の4様式(第13条の7関係)

養 育 状 況 変 更 届

次のとおり(育児休業・育児短時間勤務・部分休業)に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 承認に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄

氏 名

生年月日 年 月 日生

続 柄

2 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
- 同居しなくなった。 負傷・疾病
- 託児できるようになった。 その他()

- 育児休業等に係る子が死亡した。

- 育児休業等に係る子と離縁した。(養子縁組の取消しを含む。)

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他()

3 届出の事由が発生した日 年 月 日

年 月 日

所属名
職 氏 名 印
(職員番号)

(承認権者の職名) 様

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第 5 号の 5 様式を次のように改める。

別記第5号の5様式(第13条の8関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定により、次のとおり

(子の養育
要介護者の介護) のため (深夜勤務
時間外勤務
(勤務時間条例第8条の2 第2項 第3項)) の制限を請求します。

| | | | |
|---------------------------|----------------------------|--|---|
| 1 請求に係る子又は要介護者 | 氏 名 | | |
| | 続 柄 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 生 (<input type="checkbox"/> 出産予定日) |
| | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日 | |
| 2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。 | |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容 | | | |
| 4 請求に係る期間 | 深夜勤務の制限 | 年 月 日から 年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他() |
| | 時間外勤務の制限 | 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月) | |

年 月 日

所属名
職 氏 名 印

所属長 様

(注)

- 1 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入すること。
- 2 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。
- 3 「2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求の場合のみ記入すること。
なお、「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 4 「3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
- 5 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月 31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。
- 6 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第 5 号の 6 様式を次のように改める。

別記第5号の6様式(第13条の8関係)

育児又は介護の状況変更届

次のとおり

| |
|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 深夜勤務 |
| <input type="checkbox"/> 時間外勤務 |

 の制限に係る

| |
|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子の養育 |
| <input type="checkbox"/> 要介護者の介護 |

の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
(離縁 養子縁組の取消し)
- 子と同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由：)

要介護者と同居しなくなった。(同居を要件とする場合のみ記入)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

年 月 日

所属名

職 氏 名 印

所属長 様

(注) 該当する口には、レ印を記入すること。

附 則
この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

登載依頼

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第22号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）
 の一部を次のように改正する。

第8条の4第1項を削り、第2項中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を、同
 項に後段として次のように加え、同項を第1項とする。

この場合において、勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と勤
 務時間条例第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなけ
 ればならない。

第8条の4第3項中「第8条の2第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項を第2項
 とし、同条第4項中「第2項の請求」を「第1項の請求」に改め、「第8条の2第2項」
 の次に「又は第3項」を加え、同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項中「第2
 項」を「第1項」に改め、同項を第5項とする。

第8条の5第1項中「前条第2項」を「前条第1項」に改め、同項第4号を削り、同条
 第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改め、同項第2号中「子が」の次に「、勤務
 時間条例第8条の2第2項の規定による請求にあっては3歳に、勤務時間条例第8条の2
 第3項の規定による請求にあっては」を加え、同条第4項中「前条第6項」を「前条第5
 項」に改める。

第8条の6中「、第8条の4第1項、前条第1項第4号」を削り、「同条第2項」を「前
 条第2項」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第4項」に、「及び第2項」を「及
 び第3項」に改め、「「要介護者(人事委員会が定める者を除く。）」の次に「、第8
 条の4第1項中「勤務時間条例第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「勤務時間条
 例第8条の2第3項の」と、同項中「ならない。この場合において、勤務時間条例第8条
 の2第2項の規定による請求に係る期間と勤務時間条例第8条の2第3項の規定による請
 求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同
 条第2項及び第3項中「勤務時間条例第8条の2第2項又は第3項に」とあるのは「勤務
 時間条例第8条の2第3項に」とを加え、「「前項第1号から第3号まで」を「「前
 項各号」」に改める。

第13条の表15の項中「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「又は」
 を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして
 人事委員会が定めるその子の世話」を加え、「2人」を「2人以上」に、「6日、3人以

上いる場合にあつては7日」を「10日」に改め、同条の表中25の項を26の項とし、16の項から24の項までを1項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の1項を加える。

| | | |
|----|---|---|
| 16 | 勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において5日（要介護者が2人以上いる場合にあつては10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間 |
|----|---|---|

第13条の2第1項中「15の項」を「16の項」に改める。

附 則

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年熊本県条例第31号）附則第2項の規定による請求を行う場合は、改正後の第8条の4第1項の規定の例により、請求するものとする。
- この規則の施行の日前に使用された改正前の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条の表15の項の休暇については、改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条の表15の項の休暇として使用されたものとみなす。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除
第3条第1項第1号ア中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第12号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則
熊本県育英資金貸与規則（昭和47年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。
第20条中「別記第25号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とする。

第18条中「別記第24号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「別記第23号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第19条とする。

第16条中「別記第22号様式」を「別記第23号様式」に、「別記第21号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「別記第20号様式」を「別記第21号様式」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とする。
第13条中「別記第19号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（貸与金額の変更）
第14条 高校等又は専門課程等に在学する者が、貸与金額の変更を希望するときは、育英資金貸与金額変更申請書（別記第19号様式）を、別に定める期日までに学（校）長を経由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項による育英資金貸与金額変更申請書の提出を受け貸与金額の変更を認めるときは、申請者に通知するものとする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。
 第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。
 第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
 (高校等又は専門課程等に在学する者の貸与金額)
 第5条 高校等又は専門課程等に在学する者の育英資金の貸与金額は、別表に定めるとおりとする。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第5条関係)

| 区分 | | 貸与金額 | |
|-------------|--------|-------|--------------------------------|
| 高校等に在学する者 | 国立又は公立 | 自宅通学 | 月額 18,000円、13,000円又は8,000円 |
| | | 自宅外通学 | 月額 23,000円、18,000円又は13,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 月額 30,000円、20,000円又は10,000円 |
| | | 自宅外通学 | 月額 35,000円、25,000円又は15,000円 |
| 専門課程等に在学する者 | 国立又は公立 | 自宅通学 | 月額 18,000円、13,000円又は8,000円 |
| | | 自宅外通学 | 月額 23,000円、18,000円又は13,000円 |
| | 私立 | 自宅通学 | 月額 30,000円、20,000円又は10,000円 |
| | | 自宅外通学 | 月額 35,000円、25,000円又は15,000円 |

別記第1号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第2号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第3号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第4号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第5号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第6号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第7号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。
 別記第8号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
 別記第9号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
 別記第10号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。
 別記第11号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。
 別記第12号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第13号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第14号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第15号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第16号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第17号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。
 別記第25号様式中「(第20条関係)」を「(第22条関係)」に改め、同様式を別記第26号様式とする。
 別記第24号様式中「(第18条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同様式を別記第25号様式とする。
 別記第23号様式中「(第17条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第24号様式とする。
 別記第22号様式中「(第16条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とする。
 別記第21号様式中「(第16条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第22号様式とする。
 別記第20号様式中「(第15条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記第21号様式とする。
 別記第19号様式中「(第13条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第20号様式とする。
 別記第18号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号様式（第14条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 奨学生 番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

育 英 資 金 貸 与 金 額 変 更 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

| | | | |
|-------|----|----------------------------------|---|
| 育英奨学生 | 住所 | 〒 — TEL() — | |
| | 氏名 | | 印 |
| 連帯保証人 | 住所 | 〒 — TEL() — | |
| | 氏名 | | 印 |

下記のとおり育英資金貸与金額の変更を申請します。
記

| | | |
|-------------|----|---|
| 現在の貸与金額 | 月額 | 円 |
| 変更を希望する貸与金額 | 月額 | 円 |

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。